

(仮称) 西海江島洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 10 月

合同会社西海江島沖洋上風力

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこ れに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年8月13日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和3年8月13日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・長崎新聞
- ・西日本新聞（長崎版）
- ・西日本新聞（佐世保版）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・広報さいかい 令和3年8月号（No.196）P.9

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・西海市のウェブサイト
https://www.city.saikai.nagasaki.jp/news_list.html
- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
<https://www.jre.co.jp/news/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・長崎県県民生活環境部地域環境課：長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
- ・西海市役所本庁：長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地
- ・西海市役所西彼総合支所：長崎県西海市西彼町喰場郷 1686 番地 3
- ・西海市役所西海総合支所：長崎県西海市西海町木場郷 2235 番地
- ・西海市役所大島総合支所：長崎県西海市大島町 1894 番地 5
- ・西海市役所崎戸総合支所：長崎県西海市崎戸町蠣浦郷 1645 番地 1
- ・西海市役所崎戸総合支所江島出張所：長崎県西海市崎戸町江島 1475 番地
- ・西海市役所崎戸総合支所平島出張所：長崎県西海市崎戸町平島 830 番地
- ・西海市役所総務部総務課松島出張所：長崎県西海市大瀬戸町松島内郷 1384 番地 11

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.jre.co.jp/news/>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 8 月 13 日（金）から令和 3 年 9 月 13 日（月）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 1 名であった。

（内訳）長崎県町県政情報コーナー	0 名
西海市役所本庁	0 名
西彼総合支所	0 名
西海総合支所	0 名
大島総合支所	0 名
崎戸総合支所	0 名
江島出張所	0 名
平島出張所	1 名
松島出張所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年8月23日（月）9時00分から10時30分まで
- ・ 開催場所：江島小中学校体育館（長崎県西海市崎戸町江島203-1）
- ・ 来場者数：9名

- ・ 開催日時：令和3年8月23日（月）13時00分から14時00分まで
- ・ 開催場所：平島公民館（長崎県西海市崎戸町平島830-1）
- ・ 来場者数：18名

- ・ 開催日時：令和3年8月31日（火）10時00分から11時30分まで
- ・ 開催場所：崎戸中央公民館（長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1645）
- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：令和3年8月31日（火）14時00分から15時30分まで
- ・ 開催場所：大瀬戸コミュニティセンター（長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222）
- ・ 来場者数：10名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4、5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和3年8月13日（金）から令和3年9月27日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は23件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は23件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1) メンテナンスの即時性確保の点から、メンテナンス工場は出来るだけ近くの上五島空港側または与島平島にメンテナンス工場を整備すべきでは？ 又 本体内工場は近い大島崎戸工場とタイアップした敷地工場を整備すべき。 2) 特に建設専用船や風車翼の補修交換やメンテナンス工場など県内企業に発注すべき。 3) 又、風車の潤滑油の補修など台風対策でも対応出来る2重安全対策をどのように、具体的にケース設定とその対策されるか説明願いたい。油漏れ対策はより慎重に。 リスクは 1 台風対策－潤滑油の漏れと環境被害防止が重要 台風のない欧州ではモーリシャス諸島のような油漏れ被害は報告されていないが 2 雷火災－これまで消火できない高さ、これどうする？例) 自動消火装置付きなど検討されるべき 3 翼破損、タワー破損対策など、周囲の交通障害、漁業制限対応必要 理由：リスク想定し、それに合わせたフェールセーフ2重対策が必要なため	1) メンテナンス拠点は、地元の西海市への立地を優先する方針としており、崎戸港および丸田港を使用することを検討しております。 2) 県内企業の活用を最大化できるよう、風車メーカー等と協議予定です。 3) ①台風による油漏れ・風車破損対策 風車は風車の向きを風向に追従させるヨー制御と羽の角度を風速に応じて変えて風を受ける量を調整するピッチ制御により運転しています。台風等の強風時にカットアウト風速を超えた場合はこれらの制御により風車を停止します。風車停止後は風向に応じたナセルのヨー制御を継続することにより、風荷重を低減させ、風車の損傷を防ぎます。風車機器に使用されている油は機器から漏油したとしても、風車内に留まり、風車外部に流出させない設計となっております。 ②雷火災対策 風車に落雷があった場合は雷電流を大地へ安全に放電するシステムがIEC規格やJIS規格に基づき設置されています。また、電気回路や電子回路には雷サージによって回路が損傷しないよう避雷器その他の対策がIEC規格やJIS規格に基づいて実施されています。併せて、風車には火災防止の保護装置(煙、アーク放電等検出器)が装備されており、風車内の火災発生状況を常時監視しております。また、万一火災発生の場合には消火装置が装備されておりますため、この装置にて消火が可能となっております。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）及び委託先（日本気象協会）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」も認めない。	意見書の内容は要約せず、全文公開いたします。
3	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満の弱風時においてブレードが回転する機種か？	カットイン風速 3.0m/s 以下でも回転します。
4	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できる機種か？	カットイン風速を任意に設定する事は可能です。
5	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できる機種か？	実行可能です。風車の停止はブレードフェザリングにより行いますが、遠隔監視・制御システムにより、特定時間、日時に停止・発電等の制御が可能です。
6	■5. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	コウモリ類の衝突リスクに対する予測は、音声モニタリング調査の結果を元に行います。「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、コウモリ類の予測対象は重要種を対象とすることとなっておりますが、重要種が含まれる周波数帯ごとにグループ分けして予測する予定です。これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
7	■6. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「風況観測塔調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切にバットストライクの予測を実施できるよう検討いたします。
8	■7. 測線および測点5分間の観測ではバットストライクの予測はできない コウモリの測線調査は、「春夏秋冬の3季に各1回（1日/回程度）日没から夜間にかけて」「測線に沿っての観測と、測点での5分間の観測」を行うとある。しかし、これまで他の事業者が行った、同じ手法の調査結果をみると、取得できるデータ量が少ないため、バットストライクの予測には全く使えないのが明らかとなっている。せいぜい『海域のほうが陸域より音声の数が少ないので影響が少ない』といった、『定性的予測結果』になるのが目にみえている。ちなみに、この『予測結果』は、20年前のアセスで流行った『周りにいるから開発しても大丈夫』と全く同じ論法であり、『適切とは言えない』	コウモリ調査は風況観測塔で1～2年間の定点観測調査、コウモリ類任意調査は春季及び夏季に1～4日間の数時間～1晩のバットディテクターの設置及び踏査、船舶海蝕洞調査は夏季に2日間実施しており、測線及び測点調査は実施しておりません。また、調査手法及び期間は専門家の助言に従い実施しております。
9	■8. 測線および測点5分間の観測ではバットストライクの予測はできない2 コウモリの測線調査は、「春夏秋冬の3季に各1回（1日/回程度）日没から夜間にかけて」「測線に沿っての観測と、測点での5分間の観測」を行うとある。しかし、これまで他の事業者が行った、同じ手法の調査結果を	コウモリ調査は風況観測塔で1～2年間の定点観測調査、コウモリ類任意調査は春季及び夏季に1～4日間の数時間～1晩のバットディテクターの設置及び踏査、船舶海蝕洞調査は夏季に2日間実施しており、測線及び測点調査は実施しておりません。また、調査手法及び期間は専門家の助言に従い実施

	みると、取得できるデータ量が少ないため、バットストライクの予測には全く使えないのが明らかとなっている。 よって、洋上においてはブイまたはプラットフォームを利用した長期間の自動録音調査を推奨する。仮に船舶を利用したいならば、毎月1回、風力発電機の設置予定入りにて、日没前から日の出まで自動録音を実施すること（録音の際にノイズが入るので船のエンジンは停止すること）	しております。
10	■9. 3季各15日間の調査ではバットストライクの予測はできない 既存資料※1によれば、洋上における自動録音調査は4月から12月までの連続した調査を要している。また、別の図書※2では、コウモリ類の専門家（大学准教授）が『気象条件によりばらつきがあるため、活動期（3月～12月）を通したモニタリングが必要である』とはっきりと述べている。 しかし、事業者はわずか『春、夏、秋に各1回（15日間/回）の調査』で『バットストライクの予測ができる』としたが、その科学的根拠（文献名）を述べよ。仮に「アドバイザーの助言」を根拠とする場合は、必ずそのアドバイザーから科学的根拠（文献名）を聞き、事業者見解に記載すること。 ※1「北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価準備書」（令和2年7月、ひびきウィンドエナジー株式会社）p387 ※2「（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」（令和2年7月 アカシア・リニューアブル株式会社、大阪ガス株式会社）p214	コウモリ調査は風況観測塔で1～2年間の定点観測調査、コウモリ類任意調査は春季及び夏季に1～4日間の数時間～1晩のバットディテクターの設置及び踏査、船舶海蝕洞調査は夏季に2日間実施しており、測線及び測点調査は実施しておりません。 また、調査手法及び期間は専門家の助言に従い実施しております。
11	■10. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。 ※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）
12	■11. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現地調査結果を踏まえ、海外の保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

13	■12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測の不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測の不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	現地調査結果を元に予測した結果によっては保全措置を講じることが必要と考えております。また、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、事後調査を行わなければならない場合の考え方として以下のとおり記載されています。下記に該当する場合は事後調査が必要と考えております。 1) 事後調査を行わなければならない場合の考え方 事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。 第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。 第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。 第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合については事後調査を実施し、環境保全措置の効果を確認することが必要と考えております。
14	■13.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、<u>「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	現地調査結果を元に予測した結果によっては保全措置を講じることが必要と考えております。また、No. 13に記載しましたとおり、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合については事後調査を実施し、環境保全措置の効果を確認することが必要と考えております。

15	■14.「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか、「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成十年通商産業省令第五十四号)によれば、目的は第二十八条 (環境保全措置の検討) 1. 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。 2. 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するものとする。 実施基準は第三十条(検討結果の整理) 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響 四 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由 五 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容 六 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠 2 第二十八条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。 3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。
16	■15.「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか、「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を

		定める省令」(平成十年通商産業省令第五十四号)によれば、目的は 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下この条において「事後調査」という。)を行うものとする。 実施基準は 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
17	■16.「事後調査」の定義について 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。	環境保全措置は No. 14、事後調査は No. 15 に記載したものと理解しております。
18	■17.「事後調査」の定義について2 コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。洋上風力アセスの「漂着死骸調査」など信用に値しない。コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。	コウモリ類については、飛翔が確認されていますが、飛翔時の風況の状況、出産・哺育コロニーの確認状況より遠方からの飛来の可能性が高いことから、これらの状況を踏まえて準備書段階で予測評価を行い、事後調査の必要性について検討いたします。
19	■22.「事後調査」は信用できない2 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査については、No. 15 に記載しましたとおりになります。当該規定に該当する場合には、事後調査を実施し、その結果は報告書にとりまとめて関係機関に提出するとともに事業者のホームページにより公表を行ってまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<u>江ノ島沖洋上風に対しての質問と要望の件</u> 前回（接近距離）も質問しましたが回答頂いていません。今回は前回のものより巨大なものになる為、前回の風車間隔と、どの様に違うのか又風車までの接近距離は、どうなるか明確に知りたいと思います。 1. 構造物に当たる潮流の変化。及びウルマと波の変化。	今回の方法書で検討しております風車のローター径は最大 236m であり、前回検討していた風車のローター径は 174m です。風車間隔は、主風向（北東及び北西）はローター径の 7 倍（北はローター径の 6 倍）、非主風向はローター径の 4 倍の離隔をとることとして風車配置を検討しておりますため、ローター径が大きくなった分だけ風車間隔も大きくなっております。 「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018 年）によると、基礎の設置による海水の流れの変化は、風力発電機の近傍（構造物直径の約 2.5 倍）に限られることが示されており、流向・流速の変化の影響は小さいと考えております。
21	2. 低周波に寄る海面と海底への振動はどうか。	風力発電機から発生する低周波音については、「S2-11 風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究（平成 24 年、環境省））によると、風力発電機直下においても、自然環境等のレベルと同程度とされています。 そのため、風力発電機から発生する低周波音による海面や海底への影響は極めて小さいものと考えております。
22	3. 平島で計画されている海上風力に於いては、環境調査の塔も回収されていますが回収説明されていませんので回収説明すべきではないか。	平島に設置しておりました風況観測塔の撤去については、2021 年 3 月に平島地区の各区長および西海大崎漁協の平島の理事にご説明し、住民の皆様へは回覧文書にて周知対応させていただきました。その後、2021 年 3 月末～4 月上旬に撤去工事を行いました。
23	4. 近隣住民と近隣漁民への補償問題をどの様に考えているのか。	現在再エネ海域利用法に基づく協議会が開催され、国・有識者・地元関係の代表者等により洋上風力発電事業を進めるうえでの配慮・要望事項等が協議されております。本事業ではそこで出された要望を最大限配慮して、地域の皆様への継続的な協議を行いながら共存共栄できる事業を目指していきたいと考えております。

○日刊新聞に掲載した公告

長崎新聞、西日本新聞（長崎版＋佐世保版）（令和3年8月13日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
合同会社西海江島沖洋上風力
代表者の氏名
代表社員 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
職務執行者 中川 隆久
東京都港区六本木 六二二二一
六本木ヒルズノースタワー十五階
（仮称）西海江島洋上風力発電事業
風力発電所設置事業（洋上）
発電設備出力：最大二十九万九千五百kW
長崎県西海市崎戸町江島の沖合
長崎県西海市
長崎県民生活環境部 地域環境課 西
海市役所本庁、西彼総合支所、西海総合
支所、大島総合支所、崎戸総合支所、江島
出張所、平島出張所、松島出張所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧
期間 <https://www.jre.co.jp/news/>
令和三年八月十三日（金）から
令和三年九月十三日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年九月二十七日（月）までに問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日時 八月二十二日（月）九時から
江島小中学校体育館（長崎県西海市崎戸町江島二〇四）

二、開催日時 八月二十二日（月）十二時から
平島公民館（長崎県西海市崎戸町平島八三〇一）

三、開催日時 八月三十一日（火）十時から
崎戸中央公民館（長崎県西海市崎戸町堀浦郷一六四五二）

四、開催日時 八月三十一日（火）十四時から
大瀬戸コミュニティセンター（長崎県西海市大瀬戸町瀬戸郷浦郷二二二二）

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性がございます。また、江島、平島は悪天候の場合、延期いたします。

八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
洋上風力開発本部 洋上風力開発第三部（担当）岩澤、一美
〒一〇六〇〇三三 東京都港区六本木六二二二一
六本木ヒルズノースタワー十五階 電話〇三（六四五五）四九〇〇

○地方公共団体の公報・広報誌によるお知らせ

(西海市「広報さいかい」令和3年8月号掲載)



環境ニュース

まちの話題

ほげんとくぐし

環境コース

環境影響評価方法書

環境影響評価方法書

環境影響評価方法書

環境影響評価方法書

西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について

環境政策課 ☎ 37-0065

合同会社西海江島沖洋上風力が、崎戸町江島の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧します。また、事業および方法書の内容についての説明会を次のとおり開催します。

縦覧書類 (仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所

西海市役所本庁・西彼総合支所・西海総合支所・大島総合支所
崎戸総合支所・江島出張所・平島出張所・松島出張所
(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)
下記アドレスの事業者ホームページでもご縦覧いただけます。

<https://www.jre.co.jp/news/>

縦覧期間 8月13日～9月13日

意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見を記入のうえ、締切日までに意見書箱に投函頂くか、下記の問い合わせ先へ郵送により受け付けます。

※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しています。また、意見書は事業者ホームページからダウンロードが可能です。

締切日：9月27日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効

環境影響評価方法書に関する説明会

日時		場所
8月23日(月)	9時～	江島小中学校体育館
	13時～	平島公民館
8月31日(火)	10時～	崎戸中央公民館
	14時～	大瀬戸コミュニティセンター

※各会場とも一時間半程度

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性があります。また、江島、平島は悪天候の場合、延期します。

問い合わせ先

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー 15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部

(担当：岩澤・一美)

☎ 03-6455-4900



○インターネットによる「お知らせ」
(西海市のウェブサイト)


[本文へ](#)

文字サイズ

[標準](#) [拡大](#)

 背景色 [黒](#) [青](#) [白](#)
[言語を選択](#)

[くらし・手続き](#)
[子育て・教育](#)
[健康・福祉](#)
[産業・観光](#)
[市政・まちづくり](#)
[事業者の方へ](#)

 現在の位置 [ホーム](#) > 新着情報一覧

更新日：2019年09月19日

新着情報一覧

新着情報

- ▶ 2021年08月13日 [マイナンバーカードの休日申請交付について](#)
- ▶ 2021年08月12日 [（警戒レベル4）避難指示の発令について（西彼地区）](#)
- ▶ 2021年08月12日 [避難所の追加開設について](#)
- ▶ 2021年08月12日 [新型コロナウイルス感染症の検査について](#)
- ▶ 2021年08月12日 [西海市空き家・空き地情報バンク](#)
- ▶ 2021年08月12日 [（警戒レベル4）避難指示の発令について（大瀬戸）](#)
- ▶ 2021年08月11日 [災害警戒本部の設置について](#)
- ▶ 2021年08月11日 [8月11日放送（情報交通課）（西海沿岸商船）](#)
- ▶ 2021年08月07日 [西海市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について（本市77例目）](#)
- ▶ 2021年08月06日 [西海市民の皆様へのお願い](#)
- ▶ 2021年08月05日 [公の施設の指定管理者を募集します。](#)
- ▶ 2021年08月05日 [西海市次世代育成支援対策地域協議会（地方版子ども・子育て会議）の委員の募集](#)
- ▶ 2021年08月05日 [西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書の概観および説明会の開催について](#)
- ▶ 2021年08月04日 [西海ふるさと便がご利用できる事業者一覧](#)
- ▶ 2021年08月03日 [婚活イベント等のお知らせ](#)
- ▶ 2021年08月03日 [長崎県新型コロナワクチン接種センターについて（新情報追加）](#)

ホーム

- > [新型コロナウイルス関連情報](#)
- > [緊急情報](#)
- > [組織から探す](#)
- > [くらし・手続き](#)
- > [健康・福祉](#)
- > [産業・観光](#)
- > [子育て・教育](#)
- > [市政・まちづくり](#)
- > [事業者の方へ](#)
- > [場面別で探す](#)
- > [CosPan SAIKAI city ～人気コスプレイヤーが訪う西海市のフォトスポット～](#)



くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉

産業・観光

市政・まちづくり

事業者の方へ

現在の位置 [ホーム](#) > [総務から探す](#) > [環境政策課](#) > [くらし・手続き](#)> [西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について](#)

更新日：2021年08月05日

西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について

合同会社西海江島沖洋上風力が、崎戸町江島の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」が縦覧されます。また、事業および方法書の内容についての説明会が開催されます。

●縦覧書類

(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

●縦覧場所

西海市役所本庁・西彼総合支所・西海総合支所・大島総合支所

崎戸総合支所・江島出張所・平島出張所・松島出張所

(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)

下記アドレスの事業者ホームページでも縦覧いただけます。

<https://www.jre.co.jp/news/>

●縦覧期間

8月13日(金曜日)～9月13日(月曜日)

●意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見を記入のうえ、締切日までに意見書箱に投函頂くか、次の問い合わせ先へ郵送により受付ます。

※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しています。また、意見書は事業者ホームページよりダウンロードが可能です。

締切日：9月27日(月曜日)

※郵送の場合は、当日消印有効

●環境影響評価方法書に関する説明会《場所および日時》

場所：江島小中学校体育館、日時：8月23日(月曜日) 9時～

場所：平島公民館、日時：8月23日(月曜日) 13時～

場所：崎戸中央公民館、日時：8月31日(火曜日) 10時～

場所：大瀬戸コミュニティセンター、日時：8月31日(火曜日) 14時～

※各会場とも一時間半程度

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性があります。また、江島、平島は悪天候の場合、延期します。

●問い合わせ先

郵便番号106-0032

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部 (担当：岩澤、一美) 電話 03-6455-4900

くらし・手続き

> [ごみ・し尿等](#)

> [犬・猫](#)

> [お墓](#)

> [西海斎場をご利用の皆様へ](#)

> [騒音規制法に基づく特定建設作業の実施の届出について](#)

> [レジ袋が有料化されました](#)

> [台風10号接近に伴うごみ収集等の変更について](#)

> [西海市葬祭費補助金について](#)

> [西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について](#)

この記事に関するお問い合わせ先



環境政策課

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷2222番地

電話番号 0959-37-0065

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



企業情報

再生可能エネルギー

地域とともに

サステナビリティ

採用情報



お問い合わせ

ニュース

全て	事業	サステナビリティ	環境アセスメント	お知らせ
2021年08月13日	環境アセスメント	「（仮称）西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を行います		
2021年08月02日	環境アセスメント	※延期※（仮称）大関山風力発電事業 住民説明会開催のお知らせ		
2021年07月28日	サステナビリティ	イベントページを更新しました（JRE宮城加美町ウインドファームを加美町町長が視察）		
2021年07月19日	お知らせ	JREグループ企業の株式会社エコグリーンホールディングスによる森林再生プロジェクトが始動 エコグリーンホールディングスウェブサイトへ		
2021年07月19日	サステナビリティ	イベントページを更新しました（データセンター&ストレージEXPOに出展、Power & Renewables Conference: APACに登壇）		

ニュース一覧はこちら



ニュース

2021年8月13日

環境アセスメント

「（仮称）西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

合同会社西海江島沖洋上風力は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を令和3年8月12日付で経済産業大臣に届け出るとともに、長崎県知事及び西海市長に送付しました。

方法書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催します。

▼ 方法書の縦覧について

▼ 意見書の提出について

▼ 説明会の開催について

▼ お問い合わせ先

方法書の縦覧について

縦覧場所・時間

施設名		縦覧時間
長崎県庁	県民生活環境部 地域環境課	午前9時～午後5時45分 (県庁閉庁日を除く)
	市役所本庁	
	西彼総合支所	
	西海総合支所	
西海市役所	大島総合支所	午前8時30分～午後5時15分 (市役所閉庁日を除く)
	崎戸総合支所	
	江島出張所	
	平島出張所	
	松島出張所	

縦覧場所・時間

令和3年8月13日（金）～令和3年9月13日（月）
（土・日・祝祭日を除く開庁時）

インターネットによる縦覧

方法書は令和3年9月13日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です。

方法書

表紙目次

 [詳細はこちら](#)

はじめに

 [詳細はこちら](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)

第2章 対象事業の目的及び内容

 [詳細はこちら](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 [詳細はこちら](#)

3.1 自然的状況

 [詳細はこちら](#)

3.2 社会的状況

 [詳細はこちら](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

 [詳細はこちら](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [詳細はこちら](#)

第7章 その他環境省令で定める事項

 [詳細はこちら](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)

参考資料

 [詳細はこちら](#)

要約書

 [詳細はこちら](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和3年9月27日（月）まで）
- (2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部 宛
 （令和3年9月27日（月）当日消印有効）

意見書用紙

 [詳細はこちら](#)

説明会の開催について

開催場所・日時

開催場所	日時
江島小中学校体育館 （西海市崎戸町江島204）	令和3年8月23日（月）9時00分～
平島公民館 （西海市崎戸町平島830-1）	令和3年8月23日（月）13時00分～
崎戸中央公民館 （西海市崎戸町蟻浦郷1645-1）	令和3年8月31日（火）10時00分～
大瀬戸コミュニティセンター （西海市大瀬戸町瀬戸郷浦郷2222）	令和3年8月31日（火）14時00分～

※時間は、各会場ともに1時間30分程度です。

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性があります。また、開催する場合は、事業者はリモートで参加します。

※江島、平島は悪天候の場合、延期します。

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部 担当：岩澤、一美(いちみ)
 電話 03-6455-4900（代表）
 （土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

お 知 ら せ

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和3年8月13日(金)～令和3年9月13日(月)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和3年8月13日(金)～令和3年9月27日(月)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 担当：一美 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://www.jre.co.jp/news/>

以上

